2026 年 2 月 12 日

予備２９－３８

肢１

裁判上の自白。事実の範囲。（１７９条）

分離上は，あらゆる事実が含まれるのでは。不都合，自由心証主義，当事者の訴訟活動が害される。

主要事実と解するのが相当。主要事実とは，権利の発生，変更，消滅等を直接基礎づける事実。

理由，主要事実を中心に当事者は訴訟活動が行われる。重要な事実のみ拘束が生まれるのが相当

本件，契約書の真正は，証拠の証明力に影響を与える事実，補助事実であり，主要事実でない。自白の効果が及ばない。

肢２

過去に消費貸借契約を締結した事実は，間接事実。

主要事実を推認させる事実にすぎない。過去に取引があったのだからまた借りたのではないか。主要事実は異なる。したがって，自白の効果は及ばない

肢３

権利自白。法律上の主張。事実に対する主張でないため，判決の基礎にできないのでは。

弁論主義第１テーゼ。不都合，あらゆる事実を主張しなければいけないのは迂遠。

法律上の主張も一定程度，事実の主張と認めるべき。

日常概念であれば十分，当事者も理解できる。事実の主張を必要として，法律の主張を裁判所の専権としたのは，法律は専門的だから。所有権の場合は，日常概念として認識されているので，事実の主張と同視できる。

肢４

裁判上の自白。事実の一致があれば自白とも考えうる。終了について一致しているので，裁判所も，拘束されるべきでは。民訴は私的自治の延長だから，当事者の事実の一致で足りるのでは。理由が違えば，当事者の意思に反する恐れがある。

無断転貸と合意解除では，損害賠償の発生が変わってくる。

当事者の意思を考慮すべきであり。自由心証主義の観点からも相当。

自白とは，自己の不利益な陳述を行うこと。これは，相手方が主張立証すべき事実を認

めること限られる。理由，自白は，（　証明不要効　）（　不可撤回効　）（　審判排除効　）などの効果が発生する。このことから考えて，相手方が主張立証すべき事実を認めて初めて，拘束を受けるはやむをえないといえる。

本件の場合は，裁判上の自白でない。したがって，裁判所は，本件自白に拘束されない。

肢５

所有権の明渡

①元所有　②相手占有

被告，使用貸借

適法な占有・抗弁

原則・被告の主張援用

抗弁に対する・自白成立

被告，撤回できるか。

できる。自白の効果の利益は，被告に発生，したがって，撤回可。

悩みとしては，自白の効果より被告は，主張が撤回できないのか

不都合，自由な訴訟活動が害される。

自白の趣旨，自白を受けた相手の期待を保護。利益を受けた者が放棄するのは問題なし。したがって，撤回できる。

予備２９－３９

肢１
　出頭しなくても，証人尋問できる。
　当事者としては，主尋問，反対尋問ができた方が良い。したがって，手続保障の観点から証人尋問はできないのでないか。不都合，欠席した当事者が手続をコントロールできることになってしまう。また，証人尋問できないと証人は，再度，出頭しなければならず，証人の自由を不当に侵害する。
　そこで，法も職権で進行できるよう，当事者が出頭しない場合でも尋問できるようにした。当事者の手続保障は，期日の呼出しにより図られる（９４条１項)。

肢２
　証人尋問も通話すること方法ですることができる。
　確かに，直接が原則。しかし，常に，出頭しなければならないと遠隔にいるとき証人の負担が重くなる。また，当事者在廷による委縮的効果により十分な証言ができないこともある。
　そこで，法も，映像受信の方法で，証人尋問ができるようになっている。

　刑訴でも同様の手続ができる場合もある（１５７条の４）ので，民訴でもできるのではと考えれば正解は出せるだろう。

肢３
　１６歳未満は宣誓されられない。目的は，宣誓させることで，証言の真実性を担保すること。虚偽の証言をしたら偽証罪（刑法１６９条）が成立する。
　裁判が専門的なため，政策的に，宣誓義務を課される年齢が上がっている。

肢４
　鑑定人も，宣誓する義務を負う。客観性が高いので，証言の真実性を確保する必要が高いからである。

肢５
　鑑定人は，受訴裁判所，受命裁判官，又は受託裁判官が指定する。
　中立，公平な機関が選任することで，訴訟経済や当事者間の公平を図る。
　客観性を図るため，裁判長，申立て当事者，相手方の順番が適正である。

予備２９－４０

肢１
　言渡しによって効力が生じる。期間については，送達で当事者が受けった日の翌日から起算。言渡しの翌日だと，遠方や，送達を受取れなかった当事者の手続保障なく，期間満了する恐れがあり，手続上問題。

肢２
　原本を言渡し後に作成できれば，判決の公正が確保できず問題である。

肢３
　言渡しは，当事者不在でも可。
　当事者がいた方がよいが筋。手続安定の見地から。
　ただ，できないとすると進行が害される。また，当事者に参加を要求することも不当である。訴訟活動は予定しないため。したがって，言渡しは欠席でもできる。

肢４
　全部朗読すべきとも思える。理由を細かく言われても，内容もわからない。訴訟経済上，問題。
　言渡しは，主文を朗読する。判決公開は，裁判の公正のため。強制力が及ぶ部分で足りる。当事者の手続保障は，判決書送達により図られる。

肢５
　適正手続のため，文書での確認の機会を当事者に与えるべき。
　申請がなくても，機会保障すべき。

予備２９－４１

肢ア
　申立事項，５００万のうち，２００万円を超えた部分についての不存在
　裁判所，５００万のうち，３００万円を超えた部分についての不存在

　申立事項の範囲内。一部認容として判決可。原告の合理的意思，被告の不意打ち防止。
　認定可能。注意ポイント，一部認容，一部棄却とする。

肢イ
・訴えの取下げの合意。
　明文なき訴訟契約の有効性の問題。

　任意訴訟の禁止できない筋。（法定手続）
　したがって，明文ないから，効果が生じないとも。（論理的帰結）

　不都合，私的自治が害される。当事者の意思を尊重して，柔軟な訴訟活動を許すべき。（必要性）

　民事訴訟は，私的自治の延長の側面もある。そこで，当事者の処分できる範囲，処分権主義，弁論主義の範囲では，当事者間の合意も許容される趣旨。

　訴えの取下げは，処分権主義の範囲。有効。

・訴えの取下げの合意の効果
　明文なく問題。訴えの取下げを認定すべきでは。任意訴訟の禁止。法定手続により無理
　そこで，訴訟要件で，主張があれば訴えを却下する，抗弁事項と解するのが相当。

　抗弁事項：訴訟要件は，職権調査，職権探知が原則だが，訴えの取下げは，争点を形成して初めて審査される事項になる。

肢ウ
　仮執行宣言はふせる。宣言なので，判決ではない。申立て不要。
　宣言：「意見・方針などを外部に表明すること」

肢エ

免除は無理。

原則から考える。認容の場合，全額即執行して，私権の実現を図るのが筋。

不都合，財産がなければ，実現が図れない。

被告も資力が乏しければ，生活にも支障が出る。

したがって，被告の利益にも配慮できるようにすべき。

そこで，分割払い等ができる。原告も，債権が全額回収できた方が良い，被告を不当困らせる権利まではないので，やむをえない。

一部，免除は無理。認容の原則から離れすぎ。

肢オ

訴訟物は，特定された一部。明示しないと，一部請求とならない。

処分権主義から自由が原則だが，明示しないと被告に不意打ちとなるため

明示があれば一部請求，有効。

審判の対象は，訴訟物のため相殺債権があれば，一部を基準に，相殺債権を判断すべきと思える。(内側説)

不都合，一部請求を行った原告の合理的意思が害される。

予め，相殺の抗弁を予定して一部請求した場合もあるため。

したがって，外側を基準に判断すべき必要がある。

訴訟物を基準に判断すべきなのは，当事者の不意打ち防止。

一部請求の場合は，実質的に，訴訟物全体について審理がされている。

被告としても，争う機会があった以上，不意打ちとはいえない。

したがって，裁判所としては外側を基準に判断し，全額について認容する判決ができる。

予備２９－４２

肢１
　訴訟物：土地契約終了に基づく建物収去土地明渡請求

　C に貸し渡した場合は，訴訟物は承継しない。
　C は契約の当事者でもなんでもないから。
＜悩み＞
　義務承継人の解釈。素直に読むと，訴訟物に対して義務を負うでは。
　不都合。紛争の一回的解決ができなくなる。承継を認めるべき

肢２
　承継人，訴訟物の義務を承継したとも読める。貸渡し場合は，承継していない。
　請求原因，契約の成立，契約に基づく引渡，期間終了，建物が期間中に立てられたこと。

　C は建物の賃借人。土地の契約の当事者でない。土地と建物は，契約が別である以上，訴訟物の承継はない。よって，１１５条１項３号に当たらないこととなる。
　実際は，一回的解決が図れないという問題がのこる

肢３
　紛争の主体たる地位。訴訟物だと狭すぎる。しかし，無制限に広げすぎるのも，手続上問題。紛争の一回的解決の必要性と，訴訟を承継させても，元の被告と比して適切な訴訟活動が期待できるものには承継人としての活動を許容すべき。
　C は，不法占拠者。契約当事者との関係で全く無関係な者。このものに保障が与えても，
B とは無関係である以上，代替的手続保障がない。承継人として適切に活動できない以上，紛争の主体たる地位には当たらない。

肢４
　建物所有権を引渡し場合は，紛争の主体たる地位が移っているといえる。
　B から C に移ったといえる。
　建物の法律関係において，譲渡前 B と同じ立場に立つ。熱心に訴訟活動を行わせるべきもの。
肢５
　この場合は，１１５条１項の承継人にあたる。代替的手続保障がある。